

令和8年度 第1回滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
議事概要

1 開催日時 令和8年（2026年）7月15日（水曜日）
午前10時00分から12時10分まで

2 開催場所 滋賀県防災危機管理センター 災害対策室3・4

3 出席委員

安部委員、大西委員、奥村委員、河島委員、木村（隆）委員、木村委員（政）、
坂本委員、崎山委員、佐藤委員、城委員、杉山委員、高木委員、永浜委員、
美濃部委員、宮川委員、山根委員 （五十音順）

4 内容

（1）開会

（2）議題

- 議題1 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の改正の概要について
議題2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の令和7年度の
取組状況等について
議題3 次期滋賀県障害者プランの策定について

（3）閉会

5 議事概要

（1）開会

障害福祉課長から開会あいさつ

（2）議題

議題1 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の改正の概要につ
いて

（委員長）

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の改正の概要について」、事
務局から説明願う。

(事務局)

資料１に基づき説明。

(委員長)

事務局からの説明について、ご意見、ご質問あれば発言願う。

(委員)

条例見直しに向けて前向きに検討いただき感謝する。

事前的改善措置について、狙いとしては、合理的配慮を行う前に事前の環境整備を積極的に行うことを県が支援することだったと思う。

見直し検討部会において、福岡県の条例を参考にすべきとの意見があったかと思うが、もっと具体的な条文である。具体的な書きぶりをしなかった理由があれば教えてほしい。

(事務局)

確認後、改めて回答をする。

議題２ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の令和７年度の取組状況等について

(事務局)

資料２に基づき説明。

(委員長)

事務局からの説明について、ご意見、ご質問あれば発言願う。

(委員)

相談事例２について、世の中には犬アレルギーや犬嫌いの方もおられる中、盲導犬によるアレルギーの発症や、犬に驚いて転倒する等の事態が発生した場合、その被害について誰がどのように責任を取るのか、県としてどのように認識しているか。

(事務局)

身体障害者補助犬の施設への受け入れは義務となっており、拒否することはできない。一方で、犬アレルギーがある方等がいらっしゃる場合には、説明を行い、理解を求める必要があると思う。共生社会の理念のもと、相互の理解を図ることが必要。

補償をどうするかといったことについては、県が責任を負えるものではないと考えているが、今後の検討課題である。

(委員)

犬アレルギーや犬嫌いの方もおられる中で、無条件で補助犬を受け入れることは難しく、他の店舗等も同じ状況だと思うので、話し合いの余地はあるのではないかと考える。

(委員長)

今の委員の発言を踏まえ、県として今後について検討をお願いしたい。委員の皆様にも、どのように対応すればよいか考えていただきたい。

(委員)

自分は盲導犬を利用していないが、以前、盲導犬を利用する方も参加する会で、ある店舗と交渉を行った際に盲導犬を断られたことがあり、その時に調べたのだが、犬アレルギーや犬嫌いを理由に入店を拒否することはできないことになっている。

ただ、アレルギー等の事故の際に誰が責任を取るのかということについては判断ができないが、法律で合理的配慮の提供が義務化されたものの、白黒ははっきりさせるような言い方をすると絶対に折り合うことができないと思う。

私たちは、法律を盾に盲導犬の入店拒否をしてはいけないと言うことはできるかもしれないし、店側も理由を説明して断ることができるかもしれない。

だから、お互いが妥協点をもって入店するといったモデルをつくり、その積み重ねにより、うまく法律が運用されるのだと思う。

だから、私たちも盲導犬を連れて入店することができないのであれば、例えば犬だけ店の外に待たせて自分だけ誘導してもらって入店するということも考えられる。

そういった妥協点を見つけて対処する。そのようなことを積み重ねていくうちにお互いが理解し、店側も入店を認める体制にしなければならないことをわかっていただけるようになる。差別解消法をこのように運用していかないと、全てを白黒ははっきりさせるとうまく行かないと思う。そのことを念頭に県も対応をしていただきたい。

もう1点、研修会や事例紹介による周知について、行政から商工会議所等を通じて特に店舗に対して介助犬拒否の禁止について周知していただきたい。

盲導犬協会が店舗を対象に盲導犬を拒否してはいけないことを知っているかというアンケートを取られた。50パーセントぐらい知っているという結果だった。だから、行政から周知をお願いしたい。

(委員)

厚生労働省が飲食店向けに補助犬受け入れのガイドライン(補助犬ユーザー受け入れガイドブック：飲食店編“誰もが安心して飲食を楽しむために”)を出しており、アレルギーの方や犬嫌いの人への対応の考え方について、一定の

見解が出ている。席を離すといった対応が書かれている。

飲食店編の他に様々な場面のガイドブックが出ているので、参考にしてほしい。

(委員)

共生社会の理念をどのように県民や企業に普及していくかが大事であり、出前講座や共生社会サポーターによる普及は大事だと認識している。これまで企業や県民にどのように周知してきたか、教えてほしい。

(事務局)

出前講座として、学校だけではなく国スポ障スポ会場における啓発を行うとともに、飲食店が加盟している生活衛生協会や建築士事務所協会が出前講座を行うなど、業界団体への啓発も行っている。

(委員長)

手をつなぐ育成会では、知的・発達障害の疑似体験により障害特性を理解してもらう事業を県の委託で実施している。年々参加者や回数が増えており、昨年度は3,000名を超える方に受講いただいた。

条例や障害特性の理解の必要性などを研修の前にお伝えしている。このような地道な活動しかないと思っている。

(委員)

幅広い内容の相談対応をしていると思うが、虐待が疑われる相談があるか、また、そのような場合にはどのような対応をしているか。

(事務局)

実際に虐待疑いの事案に関する相談もあり、虐待防止法に基づく対応として、市町との連携や使用者虐待であれば労働局への通報等の対応を行っている。

(委員)

県社協では障害者110番運営事業の委託を受けており、虐待を疑われる事案に関する相談が入ることもあり、県ではどのような対応をしているか確認をさせていただいた。

(委員)

障害者用の駐車場についてお願いしたいことがある。難病患者で車いすを利用する方の要望であるが、障害者用の駐車場スペースは、横幅はしっかりとられているが、奥行きが短く、車から降ろしてもらうときに道路にはみ出してし

まうので、改善をしてほしいとのこと。

(事務局)

障害者等用駐車場や思いやり区画の担当課に伝えさせていただく。

(委員)

精神障害の中には発達障害から社会に出てうまく行かず、二次疾患として精神障害になることがある。

最近では、大人の発達障害が世間的に広がっているが、県における発達障害の相談窓口があれば教えてほしい。身近なところでどこに相談にいけばよいかわからないという相談も多い。

(事務局)

身近なところであれば、まずは市町が相談窓口となる。

(委員)

子どもはそうかもしれないが、大人の発達障害の相談窓口はないのか。

(委員)

推測ではあるが、相談窓口が発達障害という看板が上がっていないことから本人は相談をためらってしまうのだろう。県が言うように原則は市町が相談先であるが結局は本人が迷ってしまうというのが現状。大人も子ども関係なく相談できるということがわからないので、精神障害の相談窓口相談する人が多いのだろう。

(事務局)

一次的には市町に相談することとなっており、県としては二次機能として圏域ごとに発達障害の認証ケアマネジャーを設置しており、三次機能として県全体で相談に乗れる発達障害者支援センターを県の南部北部に設置している。このように3段階で対応することとなっている。まずお困りのケースは市町に相談いただきたい。

(委員)

精神障害のある方からの相談件数が最も多く、本人からの電話相談が多いのだろうと資料から読み取っている。相談の分野としては、労働分野が多く7件となっている。解決に至ることが難しいため、紹介事例として挙がっていないと認識しているが、傾向や相談の内容等、可能な範囲で教えていただきたい。

(事務局)

件数については、8ページ以降に分類しているが、相談の傾向としては、労働の分野での相談は職場でのトラブル等についての相談や、あるいは薬が合わないといった相談もある。そのような場合は、労働局につなぐこともあれば、薬の話であれば主治医に相談するよう助言することもあるが、傾聴するしかない場合もある。

議題3 次期滋賀県障害者プランの策定について

(事務局)

資料3に基づき説明。

(委員長)

ここからは意見交換を行いたい。①障害者プラン重点施策（障害者差別、権利擁護分野）に対する評価や課題 ②その課題を踏まえ、県として今後重点的に取り組むべきことについて順に発言願う。

(委員)

①について、様々な機会に障害理解への啓発に取り組んだことにより、以前より障害者のこと、特に発達障害の周知は進んだのではないかと思う。ただ、障害の範囲は様々で、精神障害等わかりづらい障害もあり、さらなる啓発も必要だと思う。

また、相談先は増えていると思うが、障害当事者に情報が十分伝わっていない面もあるのではないかと思う。障害当事者より他者から受けた対応への相談が入ることもあるが、福祉サービスにつながっていない方の場合に、対応が難しいことがある。

②について、福祉サービス利用者は様々な支援につながりやすいが、福祉サービスにつながっていない方や手帳を所持されていない場合に、対応先が少ないように感じる。制度の狭間の方をどう支援できるかは継続的な課題である。

(委員)

①について、地域アドボケーターが活動されているが活動が見えてこない。

また、身体障害者相談員、知的障害者相談員が活動しようとしたときに、個人情報関係でこちら側から情報提供を求めることができず、向こう側から情報がくるのを待っているという状況。相談員に情報開示ができるよう検討してほしい。

②について、成年後見制度の見直しが進められているが、それを踏まえてプランの見直しをお願いしたい。

(委員)

②について、アドボケーターについて、大津市自立支援協議会の差別解消部会に出席した際に、アドボケーターの役割、活動が見えてこないという意見があった。自分自身、大津市身体障害者相談員の経験から、自分の障害と異なる方から相談を受けた際に、それは自分で答えられるのか、どこに繋ぐべきなのか、わからなくて困った経験がある。

アドボケーターが相談を受けた場合の繋ぎ先を明確にすべきだと思ったが、障害者差別解消相談員に繋ぐことになっているのであれば、しっかりとルートを確立してほしい。

また、県と市町の連携について、身近な相談窓口は市町であり、市町で受けた相談は県にどのようにつながっているのか、その仕組みを教えてください。

(委員長)

相談といっても様々な相談機関がある。アドボケーターが相談先を整理して、どこに繋ぐべきか知識をもっておいていただかないと、せっかく相談してもそのまま終わってしまうということになりかねないので、それを示しておくべきとの意見だった。

(委員)

②について、発達障害のある人が相談しアドバイスしてもらえるところが必要。大人になってから発達障害で苦しんでいる人が多い。本人も家族も苦しい思いをするので、相談体制が必要。専門的な人材育成が求められる。

(委員)

①について、医療機関は医療費抑制政策により、物も人も集まらないので新しいことはできないが、できるだけ頑張っていきたい。

今後のプラン改定について、共生社会や「ともに」という言葉が出てくるが、誰と共生するのかというと県民である。支援団体との共生ではないはずだが、県民にどのようにアプローチするのが見えてこないの、そこを考えることにより、障害への理解が進み障害者が暮らしやすくなるのではないかと考えている。

法人や事業者は健康経営の認証を受けることがブームになっているが、その評価項目の中に障害者雇用が入っていない。健康経営というしくみは、経済産業省が所管しており、障害福祉は厚生労働省が所管しているので、縦割りなのかもしれないが、そういったことを国に伝えていただくことで、発達障害等の障害者の雇用も増えていくと思うのでよろしくお願いいたします。

(委員)

業態によっては様々な考え方があると思うが、県民や事業者への理解につい

ては業種や地域によって偏りがあると思う。先ほどの盲導犬拒否の事例について、その人にとってはなくてはならないパートナーなので、受け入れて当たり前と思っているが、食品衛生法の観点からすると、何かあった時に営業停止処分を受けたり事業者名を公表されたり風評被害を受けたりする。様々なことを考えると難しいということもある。受け入れに理解を示すことに格差があると思う。

ただ一方で、知っているということから行動できる組織、事業所への意識向上に繋がっているのは事実。合理的配慮が自然に実践できる社会づくりが必要。それに対するサービス、相談体制、人材確保等の市町間の格差をなくすのも商工会議所の役割と考えている。

これまで商工会議所が深く関わることはなかったと考えており、持ち帰り格差や意識の差をつないでいきたい。やろうと思う一人一人の心がけだと思うので、形だけ伝えるのではなく伝わるまで伝え続けるような仕組みを県と事業者で作っていきたい。

(委員)

①について、合理的配慮という言葉が広まってきており、法整備されたことの効力であると感じている。今後、合理的配慮を切り口に外見からは分かりにくい発達障害や自閉症等への理解が進むことを願っている。

権利擁護の推進は願うものだが、権利侵害を意識できるほどの人権を守る認識が当事者側には浸透していないので、当事者が学び認識を深める場があればいいと思う。

②について、合理的配慮を当事者が意識できるようになってきたが、具体的なことは本人が申し出ないといけないことがかなりネックだと感じている。本人側の負担が重い。特に発達障害のある方は言葉で伝えることが苦手な部分が多いので、その負担が軽くなればいいと思う。

成年後見制度については、制度が改正され、よい方向につながっていくものと考えているが、より身近な制度としてある地域福祉権利擁護事業の利用につながるような周知活動が不十分であると感じている。当事者に届く周知の推進を願っている。

③について、発達障害の自閉症のある人は、特性理解をどれだけ進めても地域に移行した時に、どうしてあげればよいのかという問いが返ってくる現実がある。だから、本人が困っているところを見かけたら「どうしたの？どうしてほしいの？」等と聞いてあげてほしいと伝えるようにしている。周りの方がナチュラルサポートを提供してくれるようになれば、共生社会に向かうのではないかと考えている。多様性のある発達障害、自閉症であるので、どうしてほしいかを聞いてくれるような社会になることを願っている。

もう1点、長寿社会と言われている中、障害福祉は65歳で線引きがされている印象があり、その後は違う制度に乗っていかなければならない、という印

象がある。しかし、自分たちの困りごとは他の制度に乗ることができないと思っている。当事者の実情を踏まえて対応できるような制度設計を望んでいる。

(委員)

①について、「障害理解」という言葉とその方向が一方向であるということが気になっている。

何となく障害理解をしたら差別が解消されるということが強く打ち出されていると思うが、私はそうは思っておらず、障害を理解することと障害のある人を理解することは全く別物だと思っている。

理解ができたからといって差別が解消するとは全く思っておらず、障害理解とは何をもって障害理解とするのか。知識なのか、態度なのか。その定義も非常に曖昧だと思う。それを否定するつもりはないが、障害理解の方策自体も、研修やフォーラムという一方向の知識教授にとどまっており、おそらくそれだけでは変わらないだろうと思っている。双方向性のものがないといけない。

それに加え、共生社会の定義も曖昧で、何ができたら共生社会と呼ばれるのかという定義がないといけないと思っている。

また、作品展やスポーツ大会をすれば理解促進になるという大前提に立っているが、見ることで差別は解消されないというのは研究できっちり示されているので、この前提ありきで進むことについて非常に慎重な検討が必要だと思う。

また、その到達目標が研修会の実施回数で示されているが、研修の回数は障害理解の判断材料にはならないと思う。

障害理解がどれだけ進んだかというのは、例えば合理的配慮への満足度や差別の経験率が減る等といった実際の行動変容が見えない限りは、いくらその回数を到達目標にしたところで障害理解が進んだということにはならず、あくまでもそれは研修の回数を増やしたという事実にしかならないということが非常に気になっている。

②についてもほぼ同じことを書いている。大学生とずっとディスカッションを繰り返しているが、障害を理解したことが決して差別の解消の促進には結びつかないというのが今の大学生と話をしている中での体感。

そういう意味で、障害理解イコール差別解消という構図自体に非常に問題を感じている。

(委員)

①について、1つ目、「障害者理解」と「障害理解」が混在しているが、社会モデル的には「障害理解」なので統一すべき。

次に合理的配慮助成金の活用件数を目標項目に入れるべき。

次に、糸賀氏を否定はしないが、プランの文言として「糸賀思想」を入れることに違和感がある。

次に、法改正により成年後見制度が補助類型に一本化されることを踏まえ、これまで後見類型だった当事者が補助類型への申し立てを簡便にできるように、アドボケーターや相談員と連携して制度構築に向けた取り組みを進めるべき。

特定補助人に、安易に選定されないよう限定的にすべき。

②について、政策決定過程における障害当事者参画について、市町や自治会、企業にも働きかけを促進すべき。

また、バリアフリー基本構想ができて 20 年程度が経過している市町が多いので、見直しに向けて市町に働きかけを行うべき。

最後に、保護的な関わり（パターナリズム）、上から目線の関わりについて問題提起する取り組みを行うべき。

（委員）

①について、障害者差別解消に関する理解促進のための講座が開催されていることについては、評価ができていると考えている。

一方でアドボケーターの仕組みが構築できているものの、アドボケーターの認知は不足していると思う。

②について、自分たちの団体は、見た目ではわかりにくい障害の特性の方が多い。障害の特性への理解がまだまだできていないので、周知してほしいと思う。病気によっては自分自身で制御できない行動をとる人もいるし、周りから見るとなぜそのような行動をするのか理解ができないという場合もある。頭はしっかりしていても病気のせいで行動が制御できない人もいる。そういったことも理解を促進してほしい。

③について、障害者プランが生きたものになるかどうかは、当事者に浸透させられるかだと思う。いかに周知していくかにかかっている。

また、ICT化により、効率化する社会に取り残されていく人もいると思う。そういった方に対する差別が起こることもあるかもしれないので、そのような観点からも障害者プランの策定に取り組んでほしい。

（委員）

1 点目について、先ほど委員からご意見があった糸賀思想について、確かにそうだった。糸賀先生だけで全てされたわけではないので、滋賀の先人たちという表記でいいと思った。また、プランの中に糸賀思想の普及について記載されているが、それほど広まっていないということを日々感じるので、しっかり取り組むべきと思った。

2 点目について、地域福祉権利擁護事業について先ほど委員からご意見があったが、大津だけなのか県全体かわからないが、大津では今はほぼ使えず、もういっぱいいっぱい受け入れができず待機と言われている状況なので、推進していくのであれば、しっかり受入体制を整えるべきと思う。

成年後見制度の適切な利用促進について、後見報酬を払えない方についての報酬助成の仕組みがあるが、それが市町によって要件が違ったり、裁判所が報酬額を2万2000円と定めても2万円しか助成されないということもある。

あるいは本人が施設に入所したら助成額が1万8000円に下がり、本人が少ない生活費の中から自己負担により払うことがあると聞いている。

そのような課題について、法改正もされることから考えないといけないと思った。

3点目の意思決定支援について、先ほど委員の指摘もすごく大事だと思った。当事者をはじめ支援者も含めて私達全員の人権意識の弱さを日々感じているところ。ピアサポーターの皆さんと一緒に活動していくことで、人権意識の向上と自分で決めることができるようになるということに繋がるのではないかなと思っている。

プランの中の目標数値である意思決定支援の研修の受講者数の150人は少な過ぎのではないかなと思った。研修の中にピアサポーターの方を位置づけていくとかことも必要ではないかなと思っている。

私自身は県の委託を受けてピアサポーター養成研修の事務局の仕事をして今年で2年目になる。すべての障害のある方どなたでも受けられる講座であるが、受講者の皆さんからこの修了証書はどこで使えるのか、との問いがある。活躍する場が全然ないので、そのことについても考えていく必要があるのではないかなと思っている。

(委員長)

本日欠席の委員から御意見いただいていると事務局から聞いている。事務局から報告願いたい。

(事務局)

本日欠席の委員からいただいた意見を報告する。

今回の後見制度改正で、一本化後の補助制度（新後見制度）を利用しようとすると、他の制度で対応できないか等利用の必要性が厳格に判断されることになる。

地権事業は契約に基づく制度なので優先的に利用すべき制度という位置づけになる中で、利用ができない現状があるというのは、大津市だけではないと思うのでそこは喫緊の課題だと思うとのこと。

もう1点、意思決定支援について、これも非常に重要な問題であるが、実情としてはなかなか難しいと考えおり、本来意思決定支援のあり方は個々の障害のある方の障害特性や生活歴、性格、家族の状況等の関係性を踏まえてオーダーメイドで構築されるべきものである。支援する側の価値観の押し付けがあってもいけないが、それが容易ではない。容易ではないので、意思決定支援の必要性が叫ばれる中、各地・各組織ではマニュアルの作成が進んだ結果、「意思

決定支援は何をやれば良いかわからなかったけどこのマニュアルに従って行えば実践したことになる」という本質が骨抜きされた運用が広がるという弊害を生んでしまっているのではないかというご意見もいただいた。

また、障害者虐待対応を行う市にも助言されているが、行政や支援者スキルの高い自治体でも意思決定支援がうまくいっているケースは多くないという印象。

それはなぜかという、特にこれまで選択の機会を与えられて、トライして成功して自分の環境の変化を享受した経験のない方が意欲を持てるのか、与えられた選択肢をイメージできるのかといったことが課題であるように思う。

その意味では、施設や親が抱え込まずに、小さい頃から様々な体験をさせることが大事だと思う。もう1つは、意思決定支援は選択を必要とされる場面で必要とされるものではあるが、障害のある方のそれまでの経験次第でその決定内容が変わるということを前提とすれば、継続的に行わなければならないものである。

これを行うだけの体制が構築されるのかどうか、また何か動きを作っていたらと思うとのこと。

(委員長)

次期障害者プランにおける数値目標について、ご意見等あれば発言いただきたいが、事務局から数値目標について何かあれば説明をお願いしたい。

(事務局)

委員から指摘があったとおり、数値目標が出前講座の実施回数は望ましくないといった御意見もあり、他に共生社会づくりが進んだことが測る指標を設定するにあたり、御意見があれば教えてほしいという趣旨。

(委員長)

数値だけが走ってしまうといったご意見があったので、今回のこの委員会においては、数値目標は置いておいて、今の皆様方のご意見を踏まえ、事務局でまとめていただくということによろしいか。

(委員)

事務局でまとめていただくということでもいいと思うが、先ほど委員から御指摘があった障害理解イコール差別解消ではないということについて、しっかり考えなければならないと思ったので、プランに反映させるかどうかはさておき、この委員会で、もう少しこのことについてしっかり議論できる場を持てるとよいと思った。

(委員長)

他にご意見はないか。

長時間にわたりご議論いただき感謝する。

(事務局)

いただいた意見を障害者プランに反映させたい。

また、議題１の共生社会づくり条例の改正の概要で委員からいただいた他県の条例を参考に本県の条例改正に反映しないのかというご意見について、後ほど委員の皆様にご回答をさせていただきます。

本日いただいたご意見は条例改正や次期障害者プランの策定に活かしていきたい。引き続きよろしくお願いいたします。

(３) 閉会